

「地域活動支援制度」実施要項

1. 「地域活動支援」制度の目的

地域の人々の暮らしに役立つ取り組みや社会的課題の解決に向けた企画への支援を通して、地域ネットワークづくりを推進します。

2. 活動補助費を支給します

承認された企画に、3万円を上限に活動補助費を支給します。

3. 対象となる活動企画

「地域活動支援」制度の目的に沿った、地域の人々の暮らしに役立つ自主自発の活動企画を対象とします。

4. 申請要件

- (1) 代表者は組合員とし、申請は代表者を含む組合員2名で行うこととします(企画を実施するために結成された実行委員会も申請団体になれます)
- (2) 営利を目的とした企画でないこと
- (3) 特定の政党や宗教団体が主催する企画でないこと
- (4) 申請メンバーだけの企画でなく、地域の人々を交えた企画であること
- (5) コープおきなわが主催する報告交流会へ参加できること(15分程度)
- (6) 企画終了後、2週間以内に報告書を提出できること

5. 2024年度 申請から決定、精算までの流れ

- (1) 活動対象期間 : 2024年7月15日～2025年2月28日
- (2) 申請手続き : 所定用紙(別紙)を記載し申請
- (3) 申請期限 : 2024年5月10日(コープおきなわ総合推進室 必着)
- (4) 一次審査 : 2024年6月ブロック協議会(申請団体代表者の居住区域のブロックで行います)
- (5) 最終審査 : 2024年7月組活委員会(各ブロックから推薦された団体を審査し、援助団体を決定します)
- (6) 補助費の支給 : 2024年7月末頃
- (7) 補助費の精算 : 企画終了後、2週間以内に所定の収支報告書(領収書添付)提出。残金があれば返金。

6. 活動補助費の使途用途

企画を実施するうえでの消耗品費、材料費、交通費、会場費、外部講師料、印刷費など

※申請メンバー個人の利益となる費用(飲食など含む)は認められません。

7. 変更と再審査

1. 活動期間の途中で申請内容に変更がある場合は、申請書を再提出し再審査を行います。
2. 活動期間の途中で企画を中止する場合は「補助費」を返納ください。

8. 支援団体数:30組